

◎【都市農業支援事業補助金が変わります】

市では、有機質肥料や梱包材などの農業用資材の購入や、認定農業者が農業用施設や機械を購入する際、費用の一部を助成する「都市農業支援事業補助金」を実施しています。

昨年ご協力いただいたアンケートをもとに、令和7年4月1日から補助対象となるメニューや申請期間の制限などを変更します。なお、予算額には限りがありますので、都市農業補助金申請をご検討の際には、早めに産業支援課までご相談ください。

●主な変更点●

- ・農地の土流出対策、防犯対策のメニューが追加されます。
- ・項目によって3年間申請できない縛りが無くなります。
- ・農業者ごとに設定された上限額までであれば、同年度内に別事業でも申請が可能になります（※同じ事業は同年度内に一回までです）。

※裏面もご参照ください。

◎【農業委員会視察研修会を実施しました】

3月25日（火）に和光市農業委員会の視察研修会を実施し、今年は練馬区の農業体験農園「緑と農の体験塾」を視察いたしました。

農業体験農園は農業を本格的にやりたい区民がお金を支払い、園主の指導のもと、1年間農業を体験するものです。

園主の加藤義松さんと、練馬区の都市農業課農業振興係の皆様にご講義をいただきました。緑と農の体験塾では、利用者に野菜の作り方を教えるだけでなく、利用者同士の繋がり、コミュニティの創造、農地の税制などについても理解を深めてもらうことを大切にしていると話していただきました。

和光市内でも新たに出来る事があるか、考えるきっかけとなる研修会となりました。



◎【 強風にご注意を 】

強風によりマルチやトンネル、土ぼこり、収穫後の野菜の葉などが飛ばされやすい季節です。マルチが電線にかかったり、土ぼこりや野菜の葉などが道路に堆積したりすると、重大な事故やケガにつながる恐れがあるほか、残渣に集まった鳥の群れなどによる近隣住民とのトラブルも発生しやすくなります。事故やトラブルを未然に防ぐよう、日頃から農地の点検を行っておきましょう。



◎【 集落支部長の皆様へ 】

各集落支部長の皆様には昨年度、農家だよりの配付や次期農業委員の推薦に関する集落内の取りまとめなど、多大なご協力をいただき誠にありがとうございました。

今年度新たに集落支部長を引き受けていただく方、引き続き支部長を担っていただく方におかれましては、今後農家だよりの配布や8. 1 調査、会議への出席等についてお願いすることとなります。これから1年間、よろしくお願いいたします。

なお、令和 7 年度の支部長についてまだ連絡いただいていない方は、至急産業支援課までご連絡ください。 農業振興担当：TEL424-9115 FAX464-1192

◎【 産業支援課・農業委員会事務局職員の人事異動 】

令和 7 年 4 月 1 日付人事異動により以下の職員が異動となります。

農業委員会事務局職員は農業委員会が任免することとなっております、

和光市農業委員会 3 月総会に「農業委員会職員の任免について」の議案を上程し、同意を得ました。

これまでお世話になった皆様に御礼申し上げますとともに、今後も引き続き都市農業の推進に努めてまいりますので、これからもよろしくお願い申し上げます。



◆解任する職員

氏名	新所属・職名	旧所属・職名
おおつか きんや 大塚 欣也	教育委員会事務局次長 兼 教育総務課長 兼 教育総務課学校個別施設計画推進プロジェクト・チーム チームリーダー	市民環境部次長 兼 産業支援課長 兼 農業委員会事務局長
きし かつみ 岸 勝己	退職	農業委員会事務局主任 兼 産業支援課農業振興担当主任（再任用／週 4 日勤務）

◆任命する職員

氏名	新所属・職名	旧所属・職名
たかはし ひさゆき 高橋 契将	産業支援課長 兼 農業委員会事務局長	道路安全課長

今月の農家だよりは A4 サイズ・両面印刷です。

和光市都市農業支援事業補助金交付要綱の改正内容及び理由について（１）、（２）に係る一覧形式

交付対象 区分	補助対象事業		摘要	補助金額の区分	補助金の額 (各事業での上限)	申請制限(回数・金額等)	
	番号	名称				従前	改正後
1 及 び 認 定 農 業 者 団 体	(1)	農業経営改善施設設置事業	有効的に給水・散水するための施設、農作物等を貯蔵し計画的に出荷するための施設、施設園芸を実施するための温室フレーム施設、農作物等の施設栽培を実施するためのビニールハウスその他農業経営改善のための施設	認定農業者 認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額	この中で、いずれか1事業のみ、かつ1回のみ申請可能。 補助の上限は「補助金の額」に記載された額となる。 (1)～旧(6)のメニューは、交付を受けた日から3年を経過しないと新しく交付を受けることができない。	各事業で1回まで申請可能。 補助の上限は、各事業では「補助金の額」に記載された額となる。複数の事業を申請できるが、申請者の種類ごとに、1会計年度中に交付を受けることができる補助額の合計の上限を以下のとおりとする。
	(2)	農業経営改善機械等購入事業	耕土改良用機械、耕うん用機械、施肥・播種用機械、移植・育苗用機械、栽培管理用機械、防除用機械、果樹用機械、収穫機械、運搬用機械、農業用測定機械その他農業経営改善のための機械	認定農業者 認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額		
	(3)	野生鳥獣被害・自然災害防止施設設置事業	防鳥ネット、野生動物用電気柵、防ひょう及び雨よけ	認定農業者 認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額		
	(4)	市民体験型農園開設事業	市民体験型農園の新規開設に必要な農業体験農園であることを表示する看板、農業用倉庫、上下水道施設、簡易トイレ及び休憩施設	認定農業者 認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額		
	(5)	6次産業化整備事業	農産物の加工に必要な機械等の購入、新商品の開発に必要な原材料などの経費、販売促進のための施設整備・備品の購入	認定農業者 認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか少ない額		
	(6)【廃止】	畜産公害防止施設設置事業	家畜飼養管理用施設	認定農業者及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額		
	(7)【廃止】	畜産公害防止素材購入事業	有用微生物素材	認定農業者及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額		
2 認 定 農 業 者 及 び 農 業 者 団 体	(8)→(6)	地産地消施設用備品購入事業	野菜自動販売機、看板、のぼり旗、陳列棚、PR資材、直売資材及び流通調整を目的とした保温庫、保冷库	農業者及び認定農業者 農業者団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は15万円のいずれか少ない額	この中で、いずれか1事業のみ、かつ1回のみ申請可能。 補助の上限は「補助金の額」に記載された額となる。	(1) 認定農業者 30万円 (2) 認定農業者団体 100万円 (3) 農業者 5万円 (4) 農業者団体 15万円 また、申請は、農業者世帯単位で制限することを明確にした。 (これまでは運用上制限していたが、明文化はされていなかった)
	(9)→(7)	新品種導入購入事業	新品種導入に係る種子・母樹等の購入	農業者及び認定農業者 農業者団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額		
	(10)→(8)	出荷梱包資材購入事業	出荷用コンテナ、オリジナル野菜結束テープ、出荷用段ボールの購入	農業者及び認定農業者 農業者団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額		
	(11)→(9)	機能性マルチ購入事業	土壌分解や防虫効果のある環境負荷の少ないマルチシートの購入	農業者及び認定農業者 農業者団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額		
	(12)→(10)	有機質肥料・堆肥購入事業	土壌の通気性・保水性の改善や化学肥料の投入による環境への負担の軽減ができる成分が100%有機質のもの	農業者及び認定農業者 農業者団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額		
	(13)→(11)	農業発散・飛散防止資材購入事業	ドリフト対策機材	農業者及び認定農業者 農業者団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額		
	(12)【新規】	農地・農作物防犯用品購入事業	看板、防犯カメラ、センサーライト、警報装置、防犯ネット、防犯柵	農業者及び認定農業者 農業者団体及び認定農業者団体	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額		
	(13)【新規】	農地土砂流出対策事業	土砂流出防止のための擁壁設置、防塵ネットフェンス設置工事、土留め用品・資材、土嚢用品、防砂ネットその他土砂流出対策に資する用品購入等	農業者 認定農業者	事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は5万円のいずれか少ない額 事業に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか少ない額		